## web 資料Ⅲ-⑭ 1年単位の変形労働時間制

	規則	対象期間	1日・1週の上限		対象期間におけ	連続労働日数
	協定	労働時間			る労働日数の限	
					度	
内	就業規則	1 箇月超 1	1日の上限	1週の上限	・1 年当り 280	· 原則 6 日
	労使協定(様式4号に	年以内	(※1)		日 (※3)	・特定期間は 1 週間に 1
	より所轄労働基準監	1 週 平 均 4	10 時間	52 時間	・旧協定がある	日の休日が確保できる日
	督署長に届出)	0 時間以内			場合特例あり	数とする (最大 12 日)
容		とすること	( ※ 2)		( * 4)	

資料出所:厚生労働省

※1 隔日勤務のタクシー運転者については、1日の上限だけが16時間に置き換わる。

※2 対象期間が 3 か月を超える場合、この限度時間まで利用できる範囲の制限は次のとおりである。①対象期間において、週 48 時間を超える所定労働時間を設定するのは連続 3 週以内であること。②対象期間をその初日から 3 か月ごとに区分した各期間 (3 か月未満の期間を生じた時は当該期間)において、週 48 時間を超える所定労働時間を設定した週の初日の数が 3 以内であること。

※3 対象期間が3か月を超え1年未満の時の労働日数の限度の算出方法は次のとおり。280日×対象期間の日数÷365日(うるう年の時は366日)=労働日数の限度

%4 「旧協定」とは、当該対象期間の初日の前 1 年以内の日を含む 3 か月を超える期間を対象期間として定める協定のことである。

注:対象事業に制限はない。労使協定で、事前に労働日及び労働時間の特定が必要である。労働時間が法定労小津時間 を超えた場合には、その超えた時間について割増賃金を支払う。

## 【必要休日日数等の算定方法】

週 40 時間×<u>変形期間の暦日数</u>=法定労働時間の総枠

7

法定労働時間の総枠÷1日の所定労働時間=変形期間の労働日数 (小数点以下切り捨て)

変形期間の暦日数-変形期間の労働日数=必要休日日数